

令和8年度奈良県フィルムコミッション事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和8年度奈良県フィルムコミッション事業委託業務

2 業務目的

本業務は、奈良県における映像制作者の誘致及び受入体制の強化を図るとともに、国内外映像見本市等における広報・誘致活動の充実及びロケーション情報の体系的整理を行う。これらの取組を通じて、ロケ誘致を行うことで生まれる地域の消費促進や、上映後に作品のファンがゆかりの地を訪れるいわゆる“聖地巡礼”に代表されるコンテンツツーリズムを推進する。これらの効果を通じて、シビックプライドの醸成や地域コミュニティの強化を図るとともに、地域の活性化に資することを目的とする。

3 業務概要

次に掲げる4業務を一体的に実施するものである。

- (1) 撮影相談支援への迅速かつ的確な対応
- (2) 県内ロケーションに係る既存情報の体系的整理及びデータ更新
- (3) フィルムコミッション活動における各種活動支援
- (4) ロケ地作品を契機とした奈良県のPR

4 業務内容

(1) 撮影相談支援への迅速かつ的確な対応

受注者は、映像制作者等に対し、奈良県のPRとなることを条件に、以下のとおりロケ撮影の相談支援をすること。相談支援にあたっては、海外からの問合せも想定し、英語での対応が可能な体制とすること。なお、相談支援状況については、月次単位で翌月5営業日以内に発注者に報告すること。また、月次報告には、定量・定性分析による考察を盛り込むこと。

ア 県内ロケ地の情報に関する相談対応（想定件数：5件／月）

イ 県内ロケ地の撮影許可や諸手続きに関する窓口支援（想定件数：数件／月）

ウ 県内市町村等の関係部署との調整（想定件数：数件／月）

エ 新たな撮影需要に対応できる県内ロケ地の開拓に関する相談（想定件数：数件／月）

オ 相談支援は発注者からの紹介または奈良県フィルムコミッション専用WEBサイト（以下、「専用WEBサイト」という。URL：<https://nara-fc.pref.nara.jp>）の問い合わせフォームにより行うこと。

カ 奈良県フィルムコミッションとして連絡可能な電話番号及びメールアドレスを設定し、相談に応じること。

キ 映像制作者が撮影のために滞在した人数、日数等、県が必要とする情報を確認すること。

ク 映像制作者が実施するシナリオハンティング、ロケーションハンティング及びロケ撮影への同

行支援を行うこと。なお、上記の同行についての依頼を受けた場合は、適宜、県に報告・相談すること。また、同行支援は月1回程度を想定しているが、行程によっては複数日になる可能性があることを考慮すること。

(2) 県内ロケーションに係る既存情報の体系的整理及びデータ更新

- ア 受注者は、全国ロケーションデータベース（以下、「JFC データベース」という）に掲載されている県内のロケ地情報（約 280 件）について、発注者が別途提供するデータを元に、情報の整備・更新を行うこと。
- イ 掲載内容のうち、施設名、利用条件、連絡先、写真等の情報が古い可能性があるものについては、発注者が関係機関へ照会のうえ該当箇所を特定し、その結果に基づき受注者にて修正対応を行うこと。
- ウ 整備された情報は、JFC データベースの登録仕様に従い、受注者において更新・修正を行うこと。なお、登録仕様や操作方法について不明な点がある場合は、発注者を通じて JFC に確認を行うこと。
- エ 修正・登録した情報については、WEB 掲載や管理に資するよう、発注者が指定する形式（Excel や CSV 等）で情報を整理し、成果物として納品すること。
- オ 新規のロケ地情報の登録申請が寄せられた場合には、発注者と協議の上、JFC データベースへの登録手続を行うこと。
- カ 月次の進捗報告として、登録・修正件数や未完了項目について、翌月 5 営業日以内に発注者へ報告すること。
- キ 受注者は、JFC データベース内の奈良県管理ページについて、発注者と協議のうえ、データを登録・更新すること

(3) フィルムコミッション活動における各種活動支援

受注者は県が取り組むフィルムコミッション活動全般について、専門的知見を活かし、企画・運営・実務面から総合的に支援すること。

- ア JFC 全国ロケ地フェア・国外映像見本市等への出展支援
 - ・ JFC 全国ロケ地フェア（東京：令和 8 年 8 月・令和 9 年 1 月頃 計 2 回）
 - ・ 国外映像見本市例：Asian Contents & Film Market（韓国・釜山：令和 8 年 1 0 月※令和 8 年度予定）、Hong Kong International Film & TV Market（中国・香港：令和 9 年 3 月※例年）等
- イ 県主催・共催イベントにおける講師等関係者との調整、その他開催に必要な諸手続及び事務処理
- ウ JFC 主催セミナー等への参加
 - JFC 主催セミナー例：JFC 主催研修（東京：通年）、JFC 近畿ブロック研修会（神戸：令和 9 年 1 月）等

(4) ロケ地作品を契機とした奈良県の PR

受注者は、本県がロケ地となったテレビ番組、CM、ドラマ、映画等の映像作品（以下、「ロケ地作品」という。）を契機として、本県の魅力発信及び誘客促進に繋がる広報を実施すること。

ア 制作会社、放送局等との連絡調整を行い、著作権・肖像権等の権利関係、使用可能素材及び広報可能範囲を確認すること。

イ 県 SNS、専用 WEB サイト及び報道発表等を活用した情報発信支援

- ・ 県 SNS、専用 WEB サイト及び報道発表等（以下、「各種媒体」という。）での情報発信に資するため、ロケ地作品情報を収集・整理すること。
- ・ 各種媒体での情報発信内容を考案すること。

ウ その他、ロケ地マップの制作等、奈良県の PR に資する広報を実施すること。

5 業務委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで

6 留意事項

- (1) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (2) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (3) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (4) 第三者の著作物を使用するときは、受注者の負担で著作権処理を行うこと。
- (5) 前項における著作権処理の際、著作権者の意向で、何らかの制限を設けなければ使用承諾が得られないときは、当該著作物を使用するかどうかについて、あらかじめ発注者の意向を聞き、その承諾を得た上で、著作権処理を行うこと。この場合、設けられた制限の内容について、受注者は文書で発注者に報告すること。
- (6) 肖像権処理について、承諾を得ること。著名人の肖像権を伴う写真等、特に問題が発生すると思われるものは発注者と協議すること。
- (7) 本委託業務により把握した情報の取扱いについては、個人情報保護に関する法律（平成 1 5 年 5 月 3 0 日法律第 5 7 号）及び奈良県個人情報保護条例（平成 1 2 年 3 月 3 0 日奈良県条例第 3 2 号）を遵守し、適正な管理を徹底すること。
- (8) 本業務を受注しようとする者は、公契約条例に関する遵守事項（別紙）を理解した上で受注すること。
- (9) 受託者は、業務終了後、速やかに完了報告を行うこと。また、次年度における円滑な業務の実施に資するため、業務委託期間満了時点において、本業務の進捗状況等を整理した引継ぎ資料を作成すること。当該引継ぎ資料には少なくとも次の事項を含めること。
 - ア ロケ撮影の相談対応状況
 - イ JFC データベースの更新未了事項
 - ウ その他未了となっている事項
- (10) この仕様書及び契約条項に定めのない事項及び業務履行中に疑義が生じた事項は、発注者と協議して定める。

(別紙)

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。